

2月13日に発生した「ネットワークの障害による一部団体における
コンビニ交付サービスの支障」に係る再発防止策について

2月13日に報道発表を行った「ネットワークの障害による一部団体におけるコンビニ交付サービスの支障」に係る再発防止策をまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

改めまして、利用者の皆様をはじめ関係者の皆様にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に全力を尽くしてまいります。

記

1 2月13日の障害の契機

コンビニ交付サービスに支障が生じた契機は「ルータ不具合」と「ルータ再起動後の回線の切戻し」となります。

2 再発防止策

上記1を踏まえ、下記2点の再発防止策を講じました。

(1) ルータの予防的交換

ルータについては、2月13日の再起動後は正常に稼動をしていましたが、予防的措置として、本日（2月16日）午前3時に新品への交換作業を実施しました。

※ルータ交換後、コンビニ交付のサービスを実施している全団体と正常に通信が行われていることを確認しております。

(2) 運用マニュアルの徹底

本障害については、不具合を起こしたルータの再起動・回線の切戻しという復旧作業を、コンビニ交付のサービス提供時間中（8：20）に行ったことにより発生したものであるため、今後は運用マニュアルに沿った作業を徹底し、コンビニ交付のサービス提供時間帯（6：30～23：00）での切戻しは、原則行わないこととします。

連絡先
地方公共団体情報システム機構
情報化支援戦略部 企画担当
電話：03-5214-3453